

危険物取扱者保安講習委託業務処理要領

消防法第 13 条の 23 の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の委託に係る業務処理要領を次のとおりとし、その実施に当たって受託者は下記のほか、「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和 62 年消防庁告示第 4 号。以下「告示」という。）及び「危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目について（昭和 62 年 11 月 27 日消防庁危険物規制課長通知）」の内容に従い行うこと。

記

1 業務範囲

- (1) 講習の日時、開催場所、予定人員等を含めた講習の実実施計画の策定
- (2) 講習案内書及び受講申請書の作成配布
- (3) 講習に関する照会に対する対応
- (4) 受講申請書の受付、受講票の交付及び受講者名簿の作成
- (5) テキストの購入及び受講者への必要書類等の配布
- (6) 講師の選定及び依頼
- (7) 会場の借上げ及び運営・管理
- (8) 講習会当日の受付、講習の進行管理、出欠状況の把握及び受講者との連絡
- (9) 未受講者に対する受講促進広報
- (10) その他講習の実施に関し、委託者が指示する事項

2 講習の実実施計画について

講習の実実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 講習は、次に掲げる講習を実施すること。
 - ア 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「給油取扱所の講習」という。）
 - イ 石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所の危険物施設（給油取扱所に該当する危険物施設を除く）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「石油コンビナートの講習」という。）
 - ウ 給油取扱所及び石油コンビナート以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（以下「一般講習」という。）
- (2) 講習は、対面又はオンライン（受講者の所有するパソコン等を使用し、あらかじめ用意した講習動画を視聴する方法を言う。以下同じ。）で実施すること。
- (3) 対面とオンラインの比率を設定し、それに合わせ、開催地や開催数等を計画すること。
- (4) 道内の受講者数想定等については、別紙 1 を参考にすること。
- (5) 講習を受けようとする全ての者が受講できるように実施計画を策定することとし、計画については、適宜委託者と協議の上変更できるものとする。

3 受講の受付等

- (1) 講習に必要な申請書、講習案内書等を作成し、委託者の確認を受けた後、道内各消防本部及び受講希望者等に配布すること。
- (2) 道内危険物関係事業所に対し、講習案内を送付すること。
- (3) 受講申請の受付は、札幌市内に設置される事務所で実施することとし、郵送による申請も受理すること。
- (4) 受講申請書の提出を受けた場合、手数料の納付を確認し、かつ受講申請書の記載内容を審査し、適当であればこれを受理して受講票等の必要書類を交付すること。
- (5) 受講申請書を受理した場合は、講習申請を受理した日の属する月の翌月に当該申請書に別紙2（収入証紙貼付申請書処理簿）を添えて委託者に速やかに提出すること。
- (6) 令和5年12月6日に「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、講習受講手数料の標準額が改定され、令和6年5月1日から施行されることから、受付の実施は令和6年5月1日以降とすること。

4 講習の実施

- (1) 講師は、市町村の消防職員（退職者を含む。）のうち予防業務に3年以上従事し、告示で定める講習科目について十分な知識を有する者又はこれと同等の知識を有する者の中から選定し、委託者の承認を受けて委嘱すること。
なお、講習内容については、告示及び細目通知に掲げる講習科目及び講習時間等を満たす内容とすること。
また、オンライン講習については、動画視聴後に効果測定を実施すること。なお、効果測定の回答時間等は講習時間に含むものとする。
- (2) テキストは、2（1）の講習の種別ごとに、一般財団法人全国危険物安全協会発行の「危険物取扱者保安講習テキスト（最新版）」を受講者に配布し使用すること。
- (3) 講習の内容に関しての質疑に対し、誠実に応答すること。
- (4) 講習の実施に当たり、受講申請者から、当初受講を予定していた講習に出席できない等の連絡があった場合は、可能な限り別に実施する講習への振替を検討すること。
- (5) 講習の開催時期の状況に応じた感染症（新型コロナウイルスやインフルエンザ等）の感染防止対策を講ずること。

5 講習欠席者について

当該業務における講習欠席者は次のとおりとする。

- (1) 対面講習においては、講習に出席しなかった者
- (2) オンライン講習においては、受講申請書の提出後、4（2）のテキストを配布するより以前に講習の受講を辞退した者

6 講習終了事務

講習を受講した者の所持する危険物取扱者免状裏面に講習修了年月日、講習実施者名称（北海道知事）を示すゴム印を押し、修了証印を押し、受講者に当該免状を返還すること。

また、使用するゴム印は、受託者が必要に応じ作成すること。修了証印については、管理責任者を定め、委託者に通知し、講習開催の間、委託者から借り受け、別紙3（証印使用簿）を備え付けることとする。講習開催後は、速やかに修了証印に別紙3（証印使用簿）を添えて委託者に返還すること。

なお、オンラインで講習を実施した場合、講習修了者には受講証明書（以下「証明書」という。）を発行し、証明書を保持する者から希望があった場合は、証明書を確認した上で危険物取扱者免状の裏面に証印を押すこと。

7 実績報告書等の提出

講習実施状況について、毎月、契約書第11条第1項の規定により前月分の委託業務を完了したときは、速やかに別紙4（実績報告書）を作成し、別紙5（受講状況表）及び別記1号様式（受講者名簿）を添えて委託者に提出すること。ただし、講習欠席者については全講習終了後に確定させることとし、別記3号様式（欠席者一覧表）により、委託者に報告すること。

また、契約書において定める全ての期間が終了した後は、速やかに、契約書第10条第2項の規定により、別記2号様式（講習実施状況）を委託者に提出するとともに、別記1号様式（受講者名簿）については電子データにより委託者に提出すること。

8 供与する物品について

契約書第9条の規定に基づき供与する物品については、次のとおりとする。

物品	個数
修了証印	4個

9 再委託について

(1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

- (ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- (イ) 再委託する業務の範囲
- (ウ) 再委託する理由及びその必要性
- (エ) 再委託の契約金額
- (オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制
- (カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

- (2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。
- (3) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。
- (4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導すること

- 10 個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項によること。
- 11 その他委託業務の処理については、適宜委託者と協議して行うこと。